



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年9月10日金曜日 第2200号

◇ 目次 ◇

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則..... 640

告示

- 特約業者の指定の取消し..... 646
- 道路の区域変更（県道大島環状線）..... 646
- 道路の供用開始（ " ）..... 646
- 道路の区域変更（県道才之原菊間線）..... 647
- 道路の供用開始（ " ）..... 647
- 開発行為に関する工事の完了..... 647
- 道路の区域変更（県道猪伏西谷線）..... 647
- 道路の供用開始（県道猪伏西谷線）..... 648
- 道路の区域変更（県道御代ノ川清重線）..... 648
- 道路の供用開始（ " ）..... 648

訓令

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正す

る訓令..... 648

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 653
- 労働委員会第39期委員の補欠委員候補者の推薦..... 653

選挙管理委員会告示

- 政治団体の設立の届出..... 655
- 政治団体の届出事項の異動の届出..... 655
- 政治団体の解散の届出..... 655
- 資金管理団体の解散の届出..... 655

正 誤

平成20年5月23日付け第1966号愛媛県規則第41号（中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則）中..... 656

規 則

○愛媛県規則第36号

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

生活保護法施行細則及び中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部を改正する規則

（生活保護法施行細則の一部改正）

第1条 生活保護法施行細則（昭和56年愛媛県規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第40号（その1）（表）中

施 術 報 酬 請 求 明 細 書	初回施術年月日		年 月 日		実日数		日		転 帰		治療・中止																				
	マッサージ				円 ×	局所 ×	回 =		円	摘要																					
	変形徒手矯正術				円 ×		回 =		円																						
	温電法				円 ×		回 =		円																						
	温電法・電気光線器具				円 ×		回 =		円																						
	往療料 加算（ k m ）				円 ×		回 =		円																						
施 術 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
合計金額（ + + + + ）												請求	決定																		
社保負担（健・共）												有・無	割	円	円																
本人支払額													円	円	円																
差引請求（支払）金額（ - - ）													円	円	円																

を

初回施術年月日		年 月 日		実日数		日		転 帰		治療・中止	
				軀 幹		円 ×		回 =		円	
				右上肢		円 ×		回 =		円	

施 術 報 酬 請 求 明 細 書 施 術 証 明 欄	負傷名		負傷年月日	初検年月日	施術開始	施術終了	実日数	転帰						
	(1)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医						
	(2)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医						
	(3)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医						
	(4)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医						
	(5)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医						
	経過							請求区分	新規・継続					
	初検料	円	初検時相談 支援料	円	再検料	円	往療料 キロメートル 回 円 加算(夜間・難路・暴風雨雪)	金属副子等加算(大・中・小)	円	計	円			
	加算(休日・深夜・時間外)				円	円		施術情報提供料		円	計	円		
	整復料・固定料・施療料		(1)	円	(2)	円	(3)	円	(4)	円	(5)	円	計	円
	部	逡減	逡減開始	後療料	冷電法料80円	温電法料75円	電療料30円	計	多	計	長期	計		
	位	パーセント	月 日	円 回 円	回 円	回 円	回 円	円	部位	円	円	円		
	1	100												
	2	100												
	3	70							0.7					
	100													
摘要		社保負担 (健・共)			有・無		割		本人支払額					
		円			円		円		円					
差引請求(支払)金額					決定			円						
上記のとおり施術したことを証明します。					所在地									
年 月 日					施 術 所 名 称									
					電 話									
					指定施術者 氏 名			㊟						

「名指
及定
び施
に改め、住術 を削る。
所者

様式第41号(表)生活保護法による施術費給付承認書(はり・きゆう)中

傷病名	1	神経痛	2	リウマチ	3	頸腕症候群
	4	五十肩	5	腰痛症	6	頸椎捻挫後遺症

を

傷病名	1	神経痛	2	リウマチ	3	頸腕症候群
	4	五十肩	5	腰痛症	6	頸椎捻挫後遺症
	7	その他()				

に改め、同様式(表)施術費給付請求書(はり・きゆう)施術費給付請求明細書の項中

初 回	1	はり	2	はり(電気針併用)	3	きゆう	摘要
	4	きゆう(電気温灸器併用)	5	はり、きゆう併用	6	はり、きゆう併用(電気針・電気温灸器併用)	
2 回 以 降	はり		円 ×	回 =	円	を	
	はり(電気針併用)		円 ×	回 =	円		
	きゆう		円 ×	回 =	円		
	きゆう(電気温灸器併用)		円 ×	回 =	円		
	はり、きゆう併用		円 ×	回 =	円		
はり、きゆう併用(電気針・電気温灸器併用)		円 ×	回 =	円			
往療料		円 ×	回 =	円			
加算(km)		円 ×	回 =	円			

施 術 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

初検料		円		摘要																												
1	はり 2 きゆう	円																														
3	はり、きゆう併用	円																														
施 術 料	はり	円 ×	回 =		円																											
	きゆう	円 ×	回 =		円																											
	はり、きゆう併用	円 ×	回 =	円																												
電療料		円																														
1	電気針 2 電気温灸器	円 ×	回 =	円																												
3	電気光線器具	円																														
往療料 2キロメートルまで		円 ×	回 =	円																												
加算(キロメートル)		円 ×	回 =	円																												
施 術 日																																
通 院	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
往 療																																

に改め、同様式

(裏) はり・きゆう師へのお知らせ5中「 初回欄」を「 初検料欄」に改める。

(中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則の一部改正)

第2条 中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則(平成20年愛媛県規則第41号)の一部を次のように改正する。

様式第26号(その1)(表)中

施 術 報 酬	初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	転帰	治療・中止																									
	マッサージ		円 ×	局所 ×	回 =	円																									
	変形徒手矯正術		円 ×		回 =	円																									
	温電法		円 ×		回 =	円																									
	温電法・電気光線器具		円 ×		回 =	円																									
	往療料		円 ×		回 =	円																									
請求 明 細 書	加算(キロメートル)		円 ×		回 =	円																									
施 術 日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
通 院	月																														
往 療																															
合計金額(+ + + +)						請求	決定																								
						円	円																								
社保負担(健・共)			有・無	割		円	円																								
本人支払額						円	円																								
差引請求(支払)金額(- -)						円	円																								

を

施 術 報 酬 請 求 明 細 書	初回施術年月日	年 月 日	実日数	日	転 帰	治療・中止																										
	マ ッ サ ー ジ	軀 幹	円 ×		回 =	円	摘要																									
		右上肢	円 ×		回 =	円																										
		左上肢	円 ×		回 =	円																										
		右下肢	円 ×		回 =	円																										
		左下肢	円 ×		回 =	円																										
	変形徒手矯正術		円 ×		回 =	円																										
	温電法		円 ×		回 =	円																										
	温電法・電気光線器具		円 ×		回 =	円																										
	往療料 2キロメートルまで		円 ×		回 =	円																										
加算(キロメートル)		円 ×		回 =	円																											
施 術 日																																
通 院	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
往 療																																
合計金額(+ + + +)						請求	決定																									
						円	円																									
社保負担(健・共)			有・無	割		円	円																									

に改め、

	本人支払額	円	円	円
	差引請求(支払)金額(- -)		円	円
請求書	(患者氏名) _____に係る上記明細書による施術料を請求します。			
	年 月 日 地方局長 様 指定施術者 住 所 氏 名			

指定
施術
者
氏住
名所
又
は
名
称

を削り、同様式(その2)(表)中

印

負傷者		負傷年月日	初検年月日	施術開始	施術終了	実日数	転帰			
(1)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医			
(2)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医			
(3)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医			
(4)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医			
(5)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医			
経過						請求区分	新規・継続			
施術報酬 請求 明細 書	初検料 円	初検時相談 支援料 円	再検料 円	往療料 k m 回 円 加算(夜間・難路・暴風雨雪)	金属副子加算(大・中・小) 円 計	円	円			
	加算(休日・深夜・時間外) 円			円		円	円			
整復料・固定料・施術料		(1) 円	(2) 円	(3) 円	(4) 円	(5) 円	計	円		
部 位	通減 %	通減開始 月 日	後療料 円 回 円	冷電 ^{冷電} 法料 回 円	温電 ^{温電} 法料 回 円	回 円	計 円	多 部位	計 円	長期 計 円
1	100									
2	100									
3	80							0.8		
	100									
4	33							0.33		
	80							0.8		
	100									
摘 要				社保負担 (健・共)	有・無	割 円	本人支払額 円			
差引請求(支払)金額				決定				円		

を

負傷名		負傷年月日	初検年月日	施術開始	施術終了	実日数	転帰		
(1)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医		
(2)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医		
(3)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医		
(4)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医		
(5)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医		
経過						請求区分	新規・継続		

術 報	初検料 円	初検時相談 支援料 円	再検料 円	往療料 キロメートル 回 円	金属副子等加算 (大・中・小)			計	円			
	加算 (休日・深夜・時間外) 円			加算 (夜間・難路・暴風雨雪)			円	計	円			
酬	整復料・固定料・施療料 (1) 円			(2) 円	(3) 円	(4) 円	(5) 円	計	円			
請	部	通減	通減開始	後療料	冷電法料	温電法料	電療料	計	多	計	長期	計
求	位	パーセント	月 日	円 回 円	回 円	回 円	回 円	円	円	部位	円	円
明	1	100										
細	2	100										
書	3	70							0.7			
		100										
	摘 要				社保負担 (健・共)	有・無	割	円	本人支払額 円			
	差引請求 (支払) 金額					決定		円				
施 術 証 明 欄	上記のとおり施術したことを証明します。						所在地					
	年 月 日						施 術 所 名 称					
							電 話					
							指定施術者 氏 名					

「
指
定
施
術
者
氏住
に改め、名所 を削る。
又
は
名
称

様式第27号 (表) 施術費給付承認書 (はり・きゅう) 中

傷病名	1 神経痛	2 リウマチ	3 頸腕症候群
	4 五十肩	5 腰痛症	6 頸椎捻挫後遺症

傷病名	1 神経痛	2 リウマチ	3 頸腕症候群
	4 五十肩	5 腰痛症	6 頸椎捻挫後遺症
	7 その他 ()		

に改め、同様式 (表) 施術費給付請求書 (はり・きゅう) 施術費給付請求明細書の項中

初 回	1 はり	2 はり (電気針併用)	3 きゅう	摘要
	4 きゅう (電気温灸器併用)	5 はり、きゅう併用	6 はり、きゅう併用 (電気針・電気温灸器併用)	
2 回 目 以 降	はり	円 × 回 =	円	を
	はり (電気針併用)	円 × 回 =	円	
	きゅう	円 × 回 =	円	
	きゅう (電気温灸器併用)	円 × 回 =	円	
	はり、きゅう併用	円 × 回 =	円	
	はり、きゅう併用 (電気針・電気温灸器併用)	円 × 回 =	円	
	往療料	円 × 回 =	円	
	加算 (キロメートル)	円 × 回 =	円	
施 術 日	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31			

初検料				摘要																												
1 はり 2 きゅう		円																														
3 はり、きゅう併用																																
施 術 料	はり	円 ×	回 =	円	に改め、同様式																											
	きゅう	円 ×	回 =	円																												
	はり、きゅう併用	円 ×	回 =	円																												
	電療料																															
1 電気針 2 電気温灸器		円 ×		回 =	円																											
3 電気光線器具																																
往療料 2キロメートルまで		円 ×		回 =	円																											
加算(キロメートル)		円 ×		回 =	円																											
施術日																																
通院																																
往療	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31

(裏) はり・きゅう師へのお知らせ5中「初回」を「初検料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の生活保護法施行細則様式第40号及び様式第41号の規定並びに第2条の規定による改正後の中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則様式第26号及び様式第27号の規定は、平成22年6月1日以降の施術に係る請求分について適用し、同日前の施術に係る請求分については、なお従前の例による。

3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

告 示

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1030号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成22年9月10日

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	取消年月日
愛媛飼料産業株式会社 代表取締役 宮内圭三	松山市枝松5-8-30	平成22年 7月31日

○愛媛県告示第1031号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	大島環状線	今治市宮窪町早川1192番地の1地先から 今治市宮窪町早川509番地の2地先まで	旧	メートル 3.0~11.0	キロメートル 0.181	
			新	3.0~11.0 12.0~32.0	0.181 0.141	

○愛媛県告示第1032号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大島環状線	今治市宮窪町早川1192番地の1地先から 今治市宮窪町早川509番地の2地先まで	平成22年 9月10日

○愛媛県告示第1033号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	才之原菊間線	今治市菊間町長坂268番地先から 同市同町浜272番地先まで	旧	メートル 4.0～11.0	キロメートル 0.061	
			新	6.8～11.0	0.061	

○愛媛県告示第1034号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	才之原菊間線	今治市菊間町長坂268番地先から 同市同町浜272番地先まで	平成22年 9月10日

○愛媛県告示第1035号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 9月10日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第25号 平成22年 8月31日	伊予郡松前町大字中川原字新開167番3、168番1、168番3	伊予郡松前町大字北川原33番地1 社会福祉法人 エンゼル

○愛媛県告示第1036号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9079番地先から 同字猪伏9193番地先まで	旧	メートル 4.0～10.9	キロメートル 0.202	
		上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9079番3から 同字猪伏9193番3まで	新	4.7～55.8	0.202	

○愛媛県告示第1037号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年 9 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	猪伏西谷線	上浮穴郡久万高原町西谷字猪伏9079番3から 同字猪伏9193番3まで	平成22年 9 月10日

○愛媛県告示第1038号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年 9 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	御代ノ川清重線	宇和島市津島町山財4260番地先	旧	メートル 17.0～57.0	キロメートル 0.103	
			新	19.0～65.0	0.120	

○愛媛県告示第1039号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成22年 9 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	御代ノ川清重線	宇和島市津島町山財4260番地先	平成22年 9 月10日

訓 令

○愛媛県訓令第14号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成22年 9 月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

（愛媛県保健所処務規程の一部改正）

第1条 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第4条、第6条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項	別表（第4条、第6条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項

組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	課長				所長	課長	
環境保全課	1 省略				環境保全課	1 省略				
	2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の施行に関する事務	1 ばい煙発生施設に関すること。				2 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の施行に関する事務	1 ばい煙発生施設に関すること。			
		(1) 設置の届出の受理（第6条第1項、大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下この部において「省令」という。）第9条）					(1) 設置の届出の受理（第6条第1項_____）			
		(2) 使用の届出の受理（第7条第1項、省令第9条）					(2) 使用の届出の受理（第7条第1項_____）			
		(3) 構造等の変更の届出の受理（第8条第1項、省令第9条）					(3) 構造等の変更の届出の受理（第8条第1項_____）			
		(4)~(7) 省略					(4)~(7) 省略			
		(8) 改善命令等（第14条第1項_____）					(8) 改善命令等（第14条第1項、第3項）			
		(9) 省略					(9) 省略			
		2 揮発性有機化合物排出施設に関すること。					2 揮発性有機化合物排出施設に関すること。			
		(1) 設置の届出の受理（第17条の5第1項、省令第9条の3）					(1) 設置の届出の受理（第17条の4第1項_____）			
		(2) 使用の届出の受理（第17条の6第1項、省令第9条の3）					(2) 使用の届出の受理（第17条の5第1項_____）			
		(3) 構造等の変更の届出の受理（第17条の7第1項、省令第9条の3）					(3) 構造等の変更の届出の受理（第17条の6第1項_____）			
		(4) 計画の変更又は廃止の命令（第17条の8）					(4) 計画の変更又は廃止の命令（第17条の7）			
		(5) 改善命令等（第17条の11）	—							
		(6) 実施の制限期間の短縮の承認（第10条第2項、第17条の13第1項）					(5) 実施の制限期間の短縮の承認（第10条第2項、第17条の12第1項）			
		(7) 氏名等の変更又は使用の廃止の届出の受理（第11条、第17条の13第2項）					(6) 氏名等の変更又は使用の廃止の届出の受理（第11条、第17条の12第2項）			
		(8) 地位の承継の届出の受理（第12条第3項、第17条の13第2項）					(7) 地位の承継の届出の受理（第12条第3項、第17条の12第2項）			
		3 省略					3 省略			
		4 特定粉じん発生施設に関すること。					4 特定粉じん発生施設に関すること。			
	(1) 設置の届出の受理（第18条の6第1項、省令第10条の3）			(1) 設置の届出の受理（第18条の6第1項_____）						
(2) 構造等の変更の届出の受理（第18条の6第3項、省令第10条の3）			(2) 構造等の変更の届出の受理（第18条の6第3項_____）							

	(2)・(3) 省略		
	3 省略		
9・10 省略			
11 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)の施行に関する事務	1 第一種フロン類回収業者等に関すること。		
	(1) 引取証明書に係る報告の受理(第20条の2第4項)		—
	(2) 省略		
	(3) 勧告(第24条第1項から第4項まで)		
	(4) 措置命令(第24条第5項)		
	(5) 省略		
	(6) 省略		
	2 省略		
12~17 省略			

備考 省略

	(2)・(3) 省略		
	3 省略		
9・10 省略			
11 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)の施行に関する事務	1 第一種フロン類回収業者 に関すること。		
	(1) 省略		
	(2) 勧告(第24条第1項、第2項—)		
	(3) 措置命令(第24条第3項)		
	(4) 省略		
	(5) 省略		
	2 省略		
12~17 省略			

備考 省略

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
別表第4(第4条関係) 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項					別表第4(第4条関係) 知事の権限に属する県民環境部関係事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			知事	部 長	専 決 者 局 長 課 長				知事	部 長	専 決 者 局 長 課 長	
環境政策課	1~15 省略					環境政策課	1~15 省略					
	16 大気汚染防止法の施行に関する事務	1 ばい煙の排出規制に関すること。					16 大気汚染防止法の施行に関する事務	1 ばい煙の排出規制に関すること。				
		(1) 省略						(1) 省略				
		(2) 排出基準の設定に係る通知(第4条第3項)			—			(2) 排出基準の設定等(第4条)			—	
	2・3 省略					2・3 省略						
17~22 省略					17~22 省略							
23 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実	1 第一種フロン類回収業者等に関すること。					23 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実	1 第一種フロン類回収業者 に関すること。					
		(1)~(6) 省略						(1)~(6) 省略				
		(7) 登録簿の閲覧(第14条)			—							
		(8) 回収量等の報告に係る処理(第22条第3項、第4項)						(7) 回収量等の報告に係る処理(第22条第2項、第3項)				

施の確保等に関する法律の施行に関する事務	(9) 省略					施の確保等に関する法律の施行に関する事務	(8) 省略				
	(10) 省略						(9) 省略				
	(11) 省略						(10) 省略				
	2 第二種フロン類回収業者に関すること。						2 第二種フロン類回収業者に関すること。				
24 省略	(1) 回収量等の報告に係る処理（使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第19条の規定によりなおその効力を有するものとされている同法による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（以下この項において「旧法」という。）第22条第2項、第33条、第34条）					24 省略	(1) 回収量等の報告に係る処理（旧法 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 第22条第2項、第33条、第34条）				
	(2)・(3) 省略						(2)・(3) 省略				
25 水質汚濁防止法の施行に関する事務	1 排水水の排出の規制に関すること。					25 水質汚濁防止法の施行に関する事務	1 排水水の排出の規制に関すること。				
	(1) 排水基準の設定に係る通知（第3条第5項）						(1) 排水基準の設定（第3条第3項）				
	(2)~(4) 省略						(2)~(4) 省略				
	(5) 総量削減計画の公告（第4条の3第5項、第6項、特別措置法第12条の3第2項）						(5) 総量削減計画の公告（第4条の3第5項_____ _____ 特別措置法第12条の3第2項）				
	(6) 総量削減計画の策定及び変更に係る市町長の意見の聴取（第4条の3第3項、第6項、特別措置法第12条の3第2項）						(6) 総量削減計画の策定及び変更に係る市町長の意見の聴取（第4条の3第3項_____ _____ 特別措置法第12条の3第2項）				
	(7) 省略						(7) 省略				
	(8) 排水の期間の設定（水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第2号）										
	2 生活排水対策に関すること。						2 生活排水対策に関すること。				
	(1) 生活排水対策重点地域の指定及び変更（第14条の8第1項、第4項、第5項）						(1) 生活排水対策重点地域の指定及び変更（第14条の7第1項、第4項、第5項）				
	(2) 生活排水対策重点地域の指定及び変更に係る市町長の意見の聴取（第14条の8第2項、第5項）						(2) 生活排水対策重点地域の指定及び変更に係る市町長の意見の聴取（第14条の7第2項、第5項）				
(3) 生活排水対策重点地域の指定及び変更に係る通知（第14条の8第3項、第5項）											

	(4) 生活排水対策推進市町に 対する助言及び勧告(第14 条の9第5項、第7項)				
	3 省略				
26~33 省略					
備考	省略				

	(3) 生活排水対策推進市町に 対する助言及び勧告(第14 条の8第5項、第7項)				
	3 省略				
26~33 省略					
備考	省略				

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第1条中愛媛県保健所処務規程別表環境保全課の表4の部4の項及び5の項の改正規定は、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成22年法律第31号)の施行の日から施行する。

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年 8月31日	特定非営利活動法人 JMACS	中 野 博 子	松山市千舟町6丁目1番地3 チフネビル501	この法人は、乳幼児から高齢者に対して、個性の尊厳と人格の尊厳保持を理念とし、国際ネットワークの構築と情報交換によって、誰もが安心して暮らせる生活空間の研究と実践をめざし、保健・医療・福祉に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

愛媛県労働委員会第39期委員の補欠委員候補者の推薦について

第39期愛媛県労働委員会使用者委員が1人欠員を生じるので、労働組合法(昭和24年法律第174号。以下「法」という。)第19条の12第3項及び労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により、愛媛県労働委員会の使用者委員の候補者を推薦する資格を有する使用者団体は、委員候補者を次により推薦してください。

平成22年 9月10日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 推薦者の資格

使用者委員の候補者について推薦資格を有する使用者団体は、労働問題を取り扱うことを主な目的としているか、又は業務の主要な部分としている使用者団体であり、かつ、愛媛県の区域内のみに組織を有するものです。

2 被推薦者の資格

法第19条の4第1項に規定する者に該当する者は、委員となることができません。

なお、公共企業体等の職員、国家公務員又は地方公務員が委員に任命される場合は、その身分関係を規律する他の法律の規定により制約を受けます。

3 推薦期間

平成22年 9月10日(金)から24日(金)まで

4 推薦方法

推薦書(別記様式)を平成22年 9月24日(金)までに愛媛県経

済労働部管理局労政雇用課へ到着するよう提出してください。

なお、推薦書には、次の事項を記載した委員候補者の履歴書を添付してください。

- (1) 氏 名
- (2) 生年月日
- (3) 本 籍
- (4) 現 住 所
- (5) 学 歴
- (6) 経 歴
- (7) 所属政党

別記様式（4 関係）

推 薦 書

年 月 日

愛媛県知事

様

所在地

使用者団体の名称

代表者氏名

印

労働組合法施行令（昭和24年政令第 231 号）第21条第 1 項の規定によ
り、愛媛県労働委員会使用者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年 齢	所 属 会 社 及 び そ の 地 位	労働組合法（昭和24年 法律第174号）第19条の4 第 1 項 該 当 の 有 無

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第58号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成22年 9月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代 表 者	会 計 責 任 者			
新党大日本健嵐会	杉 田 健 二	草 富 敏 樹	新居浜市垣生六丁目 2 27	平成22年 8月 4日	
岡原文彰後援会	仲 田 中 一	藤 田 元 紀	宇和島市賀古町二丁目 2 32	平成22年 8月23日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第59号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成22年 9月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党松山支部連合会	会 計 責 任 者	川 本 光 明	宇 野 浩	平成22年 8月 2日	政党の支部
公明党愛媛県本部	会 計 責 任 者	木 村 誉	豊 田 実知義	平成22年 8月 9日	政党の支部
友近聡朗後援会	会 計 責 任 者	政 安 誠	渡 部 雅 泰	平成22年 8月 9日	
村上誠一郎後援会	会 計 責 任 者	梶 山 三 也	大 橋 和 彦	平成22年 8月11日	
全国LPガス政治連盟愛媛県支部	主たる事務所の所在地	松山市千舟町六丁目 2 8	松山市三番町四丁目10 - 1	平成22年 8月12日	
自由民主党新宮支部	主たる事務所の所在地	四国中央市新宮町上山3347	四国中央市新宮町新宮426	平成22年 8月25日	政党の支部
	代 表 者	高 橋 資 明	山 下 正 博		

○愛媛県選挙管理委員会告示第60号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成22年 9月10日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
みたらい健後援会	山 辺 積	平成22年 7月31日
みたらい健を支援する会	御 手 洗 健	平成22年 7月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の解散の届出があった。

平成22年 9月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	資金管理団体でなくなった旨の届出年月日	備考
御手洗 健	松山市議会議員	みたらい健を支援する会	松山市湊町六丁目 6 - 2	御手洗 健	平成22年 8月 2日	

正 誤

○正 誤

平成20年 5月23日付け第1966号愛媛県規則第41号（中国残留邦人等に対する支援給付に関する規則）中

ページ	箇所	誤	正
638	様式第34号中	（平成20年愛媛県規則第 号）	（平成20年愛媛県規則第41号）